

平成 23 年度札幌市アイヌ施策年次報告書

札幌市

序文

近年、アイヌ民族を巡る、国内外の情勢は大きく変化しています。

平成 19 年（2007 年）に「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択され、平成 20 年（2008 年）には「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が、衆参両議院の本会議で採択されたことにより、新たな政策を進める機運が高まっています。

こうした状況を踏まえ、アイヌ民族に関わる施策を総合的に推進するため、札幌市では平成 22 年（2010 年）「札幌市アイヌ施策推進計画」を策定しました。

この計画では、先住民族であるアイヌ民族の誇りが尊重されるまちを実現することを目的としています。

そのためには、アイヌ民族に対する市民の理解を促進するとともに、アイヌ民族の伝統文化を保存・継承・振興し、生活に関連する施策を推進することが必要となります。

この計画では、概ね 10 年間をめぐり、札幌市が取り組む施策・事業について整理しています。

本年次報告書では、この計画の体系に従い、平成 23 年度に行ったアイヌ施策をまとめました。

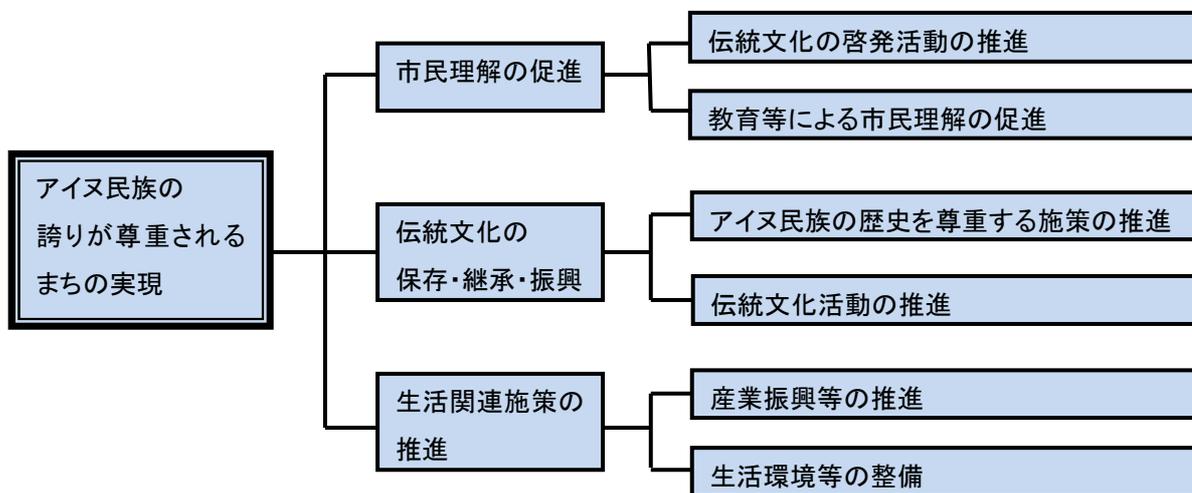
計画の体系

計画は、3つの施策目標、6つの推進施策で構成されています。

[計画の目的]

[施策目標]

[推進施策]



目 次

第1章 年次報告の目的.....	1
第2章 平成23年度札幌市アイヌ施策の実施状況.....	1
施策目標1：市民理解の促進	1
推進施策（1）：伝統文化の啓発活動の推進	1
①アイヌ民族に関する人権啓発と歴史・文化の紹介（市民まちづくり局市民生活部）	1
②インカルシペ・アイヌ民族文化祭の実施（市民まちづくり局市民生活部）	1
③アイヌ文化体験講座の実施（市民まちづくり局市民生活部）	2
④アイヌ文化交流センターイベントの実施（市民まちづくり局市民生活部）	2
⑤小中高校生団体体験プログラムの実施（市民まちづくり局市民生活部）	2
⑥札幌市アイヌ文化交流センターのアイヌ語案内表示の設置（市民まちづくり局市民生活部）	2
⑦公共空間を利用した情報発信（市民まちづくり局市民生活部）	3
⑧社北海道アイヌ協会札幌支部への補助（市民まちづくり局市民生活部）	3
⑨男女共同参画にかかる意見交換会（市民まちづくり局男女共同参画室）	3
⑩札幌丘珠空港ビル「札幌いま・むかし探検ひろば」の設置（市民まちづくり局総合交通計画部）	3
⑪いのちの感謝祭（アイヌみんぱくフェア in さっぽろ円山動物園）（環境局円山動物園）	3
⑫アシリチェップノミ保存伝承事業補助（観光文化局文化部）	4
⑬シーニックバイウエイ推進事業（南区市民部）	4
（関連事業①）‘アイヌ&サーミ’カルチャーフェスティバル（公益財団法人札幌国際プラザ‘アイヌ&サーミ’カルチャーフェスティバル実行委員会）	4
（関連事業②）札幌駅前通地下歩行空間 開通一周年記念イベント「アイヌ文化スクエア」（札幌駅前通まちづくり株式会社）	4
推進施策（2）：教育等による市民理解の促進.....	5
①「札幌市民族教育に関する研修会」（教育委員会学校教育部）	5
②初任者研修「アイヌ文化について学ぼう」（教育委員会学校教育部）	5
③市職員研修の実施（市民まちづくり局市民生活部）	5
④新採用職員へのアイヌ民族に関する人権意識の啓発（総務局自治研修センター）	5
⑤さっぽろ市民カレッジ 学社融合講座（教育委員会生涯学習部（財団法人札幌市生涯学習振興財団 生涯学習センター事業））	5
⑥札幌市研究開発事業（研究課題）「アイヌ民族に関する教育」（教育委員会学校教育部）	6
⑦人権教育推進事業（教育委員会学校教育部）	6

施策目標 2：伝統文化の保存・継承・振興	6
推進施策（1）：アイヌ民族の歴史を尊重する施策の推進	6
①埋蔵文化財センター展示室更新事業（観光文化局文化部）	6
推進施策（2）：伝統文化活動の推進	6
①札幌市アイヌ文化交流センターの運営（市民まちづくり局市民生活部）	7
②アイヌ伝統文化継承のための資源調査（市民まちづくり局市民生活部）	7
③イオル計画策定・運営への協力（市民まちづくり局市民生活部）	7
施策目標 3：生活関連施策の推進	7
推進施策（1）：産業振興等の推進	7
①民芸品展示販売スペースの設置（市民まちづくり局市民生活部）	7
推進施策（2）：生活環境等の整備	7
①住宅新築資金等の貸付（市民まちづくり局市民生活部）	7
②アイヌ生活相談員・アイヌ教育委相談員の配置（市民まちづくり局市民生活部・ 教育委員会学校教育部）	8
その他	8
①国のアイヌ政策推進会議への参加（市民まちづくり局市民生活部）	8
②アイヌ施策推進フォーラムの開催（市民まちづくり局市民生活部）	8
③札幌市アイヌ施策推進委員会の運営（市民まちづくり局市民生活部）	8

資料編.....	9
1 組織及び事務分掌.....	9
(1) 組織.....	9
(2) 事務分掌.....	9
(3) 施設.....	9
2 アイヌ文化交流センター主要事業一覧.....	10
(1) アイヌ文化体験講座.....	10
(2) アイヌ文化交流センターイベント.....	10
(3) 小中高校生団体体験プログラム.....	11
(4) アイヌ文化交流センターの利用状況.....	12
3 札幌市のアイヌ施策の概要.....	13
(1) アイヌ住宅新築資金等貸付（昭和 52 年～）.....	13
(2) 札幌市生活館の設置（昭和 53 年設置）.....	13
(3) 社北海道アイヌ協会札幌支部への補助（昭和 53 年～）.....	13
(4) アイヌ生活相談員（昭和 53 年～）・アイヌ教育相談員の配置（昭和 56 年～）	13
(5) アイヌ伝統文化活動推進事業（平成 6 年～）.....	13
(6) アイヌ伝統文化啓発活動（平成 12 年～）.....	13
(7) 札幌市アイヌ文化交流センターの設置・運営（平成 15 年設置）.....	13
(8) アイヌ伝統文化継承のための資源調査（平成 18 年～）.....	13
4 札幌市アイヌ施策関連年表.....	14
5 関係法令等.....	16
(1) アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する 法律（平成九年五月十四日法律第五十二号）.....	16
(2) アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議.....	19
(3) 札幌市アイヌ文化交流センター条例.....	20

第1章 年次報告の目的

この報告書は、アイヌ施策推進計画を効果的かつ着実に推進し、施策等の実施状況を札幌市アイヌ施策推進委員会で定期的に検証評価するとともに、国や道の施策の動向を見極めながら、今後の札幌市のアイヌ施策の推進に資することを目的に作成した。

第2章 平成23年度札幌市アイヌ施策の実施状況

平成23年度の実施施策としては、札幌市アイヌ文化交流センターで小中高校生団体体験プログラムやアイヌ文化体験講座等を行ったほか、新たに札幌駅前地下歩行空間に「札幌の地名とアイヌ民族」紹介コーナーを設置した。また、施策の検証評価を担う札幌市アイヌ施策推進委員会を設置した。

施策目標1：市民理解の促進

アイヌ民族の誇りを尊重し、アイヌ民族に関する施策を展開して行くためには、市民が、先住民族であるアイヌ民族の歴史・文化を理解することが必要であり、特に、未来を担う児童・生徒に対する教育が重要である。札幌市は、アイヌ民族の歴史・文化に対する市民の理解を深めるため、啓発活動や児童・生徒等の教育に係る施策をさらに推進する。

推進施策（1）：伝統文化の啓発活動の推進

①アイヌ民族に関する人権啓発と歴史・文化の紹介（市民まちづくり局市民生活部）

- ・ラッピングバス運行

札幌駅と定山溪間及び真駒内駅と定山溪間にてアイヌ文化交流センターをデザインした人権啓発の内容を盛り込んだラッピングバスを運行した。

- ・ノート配布

市内小学校4年生及び学校関係者に2万部の啓発ノートを配布した。



②インカルシペ・アイヌ民族文化祭の実施（市民まちづくり局市民生活部）

- ・アイヌ民族シンポジウム、ペウレアイヌの集い、ムックリ大会、トンコリ大会、アイヌミュージックコンサート、アイヌ民族の生活文化や歴史・人権等に関するパネル展示を行った。

開催内容	開催日時	場所	参加者
シンポジウム	平成 24 年 1 月 20 日	かでの 2.7	120 人
ペウレアイヌの集い	平成 24 年 1 月 28 日	アイヌ文化交流センター	38 人
ムックリ・トンコリ大会	平成 24 年 2 月 4 日	アイヌ文化交流センター	169 人
アイヌミュージック	平成 24 年 2 月 5 日	アイヌ文化交流センター	188 人
パネル展・実演	平成 24 年 2 月 8～10 日	札幌市役所本庁舎	1,286 人
合 計			1,801 人

③アイヌ文化体験講座の実施（市民まちづくり局市民生活部）

アイヌ語、手芸、工芸、料理等の体験講座を実施した。

開催場所：アイヌ文化交流センター・区民センター

開催回数：18 回

参加者数：153 人

④アイヌ文化交流センターイベントの実施（市民まちづくり局市民生活部）

アイヌミュージック、古式舞踊、ムックリ・刺繍等製作体験、昔話、昔遊び、紙芝居等を実施した。

開催回数：6 回

参加者数：801 人

⑤小中高校生団体体験プログラムの実施（市民まちづくり局市民生活部）

アイヌ文化交流センターにおいて、小中高校生に伝統楽器の演奏、古式舞踊の披露、アイヌ伝統文化の体験、展示解説等を行った。

参加校数：36 校

参加児童・生徒数：2,170 人

⑥札幌市アイヌ文化交流センターのアイヌ語案内表示の設置（市民まちづくり局市民生活部）

札幌市アイヌ文化交流センター内に、日本語と併せアイヌ語で表記（文字はローマ字とカタカナ）した案内表示を設置し、来館者に対し理解促進を促した。平成 23 年度は 2 箇所表示。



⑦公共空間を利用した情報発信（市民まちづくり局市民生活部）

平成 23 年 3 月の札幌駅前通地下歩行空間の使用開始と共に、同歩行空間の札幌駅側の柱に設置した 12 枚のアイヌ文様タペストリーの近くの壁面に、「札幌の地名とアイヌ民族」紹介コーナーを設置し 9 枚のフィルムシートを設置した。平成 24 年 3 月 24 日のオープニングイベントでアイヌ民族の伝統的な楽器の演奏や踊りを披露した。また、オープン前後（9 日間）にアイヌ工芸品展示販売スペースを試行設置。

⑧社北海道アイヌ協会札幌支部への補助（市民まちづくり局市民生活部）

アイヌ民族の歴史や文化、アイヌ文化の保存・伝承活動、各種学習会などの活動を通じて市民理解を促進する札幌支部の活動費用に対する支援を行った。

⑨男女共同参画にかかる意見交換会（市民まちづくり局男女共同参画室）

次期男女共同参画計画の策定にあたり、アイヌ民族女性関係団体、男女共同参画センターに登録して活動している団体、在札外国人の方等と男女共同参画をテーマに意見交換を行った。

開催日時：平成 24 年 2 月 25 日（土）午前 10 時～

開催場所：男女共同参画センター2 階会議室

⑩札幌丘珠空港ビル「札幌いま・むかし探検ひろば」の設置（市民まちづくり局総合交通計画部）

札幌丘珠空港ビルの有効活用と一般市民の空港への来場を促進し、空港の賑わいを創出するため、ターミナルビル 2 階に「札幌いま・むかし探検ひろば」を平成 23 年 9 月 14 日オープンした。

札幌のまちの発展過程や丘珠空港と丘珠地区のあゆみや特色を紹介・発信する施設で、主に、明治初期からの写真や地図などを説明とともに展示した。

説明の中で、先住するアイヌ民族について記載したほか、アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現を目指す「札幌市アイヌ施策推進計画」について記載した。

⑪いのちの感謝祭（アイヌみんぱくフェア in さっぽろ円山動物園）（環境局円山動物園）

円山動物園「いのちの感謝祭」期間中にアイヌみんぱくフェア（主催：財団法人アイヌ民族博物館）を実施した。

開催日時：平成 23 年 10 月 9 日（日）

開催内容：・シカ笛（狩猟道具）製作体験 25 名参加

・講演（踊りの中の動物たちというテーマでアイヌ民族博物館学芸員の講演を実施。）

・公演・ワークショップ（アイヌの歌や踊り・ムックリの演奏体験を行った。）

⑫アシリチェップノミ保存伝承事業補助（観光文化局文化部）

豊平川河川敷（南7条大橋上流左岸）において、アイヌ民族の伝統文化であるアシリチェップノミ（新しい鮭を迎える儀式）を再現することにより、広く市民に理解の輪を広げるとともに、その文化を保存・継承する取組を支援した。（行事内で披露される「アイヌ古式舞踊」は国指定重要無形民俗文化財である。）

開催日時：平成23年9月11日（日）

参加人数：345人

実施内容：古式舞踊の披露・伝統楽器の演奏

アイヌ民族料理提供

カムイノミの実施 等

⑬シーニックバイウェイ推進事業（南区市民部）

区内の各種団体（連合町内会、商店街、大学、集客施設等）により構成され、「住んでよし、訪れてよし」の都市空間を形成することを目的として、南区の魅力PRなどを行っている「札幌シーニックバイウェイ藻岩山麓・定山溪ルート運営代表者会議」の活動を支援した。

※アイヌ文化交流センターは代表者会議の構成メンバーとして参加している。

各種事業・イベントの支援を通じ、アイヌ文化交流センターを含めた各種団体のPRを行った。

<主なイベント>

○札幌南シーニックバイウェイスタンプラリー2011（4月29日～10月31日）

・アイヌ文化交流センターのスタンプ押印数：841個

○各種イベントにてチラシ配架等のPRコーナー設置

・札幌シーニック地下歩行空間PRイベント（札幌駅前通地下歩行空間：1月15日）

（関連事業①）‘アイヌ&サーミ’カルチャーフェスティバル（公益財団法人札幌国際プラザ‘アイヌ&サーミ’カルチャーフェスティバル実行委員会）

アイヌ音楽やアイヌ民族文化とノルウェーの先住民族であるサーミとの音楽・文化交流を通じて、相互理解を深めるとともに北海道・札幌の文化的財産であるアイヌ音楽をはじめとする民族文化を普及・発展させることを目的とする。

平成24年度の実施に向け、準備委員会の開催、実行委員会の設立を行った。

（関連事業②）札幌駅前通地下歩行空間 開通一周年記念イベント「アイヌ文化スクエア」（札幌駅前通まちづくり株式会社）

札幌駅前通地下歩行空間の開通一周年を記念したイベントの一環として、アイヌ文化を伝える催しを行った。アイヌ古式舞踊や音楽、アイヌ文化の魅力を伝えるトークセッション、各種展示を行った。

開催日時：平成24年3月22日（木）午前11時～午後3時

開催場所：札幌駅前通地下歩行空間 北3条交差点広場

推進施策（2）：教育等による市民理解の促進

①「札幌市民族教育に関する研修会」(教育委員会学校教育部)

アイヌ民族の方による講演、副読本を活用したアイヌ民族・文化等の学習について講義、アイヌ文様を作成する実習等を実施した。

開催日時：平成 23 年 10 月 6 日（木）

開催場所：札幌市アイヌ文化交流センター「サッポロピリカコタン」

参加人数：32 名（学校関係者 24 名、大学関係者 5 名、アイヌ協会 3 名）

②初任者研修「アイヌ文化について学ぼう」(教育委員会学校教育部)

初任者の教員を対象として、アイヌ文化等の民族教育の基礎について研修を行った。

開催日時：平成 23 年 12 月 15 日（木）

開催場所：札幌市生涯学習総合センター「ちえりあ」

参加者数：30 人

- ・アイヌ文様を生かした作品づくりとアイヌ民族に関する演習と解説
- ・民族教育の取組に関する講義

③市職員研修の実施（市民まちづくり局市民生活部）

新任課長を対象として、アイヌ民族の歴史・伝統文化や現在置かれている状況、国の動向等について研修を行った。

開催日時：平成 23 年 8 月 26 日（金）午後 1～5 時

開催場所：札幌市アイヌ文化交流センター

参加者：92 人

④新採用職員へのアイヌ民族に関する人権意識の啓発（総務局自治研修センター）

新採用職員前期研修期間中に、アイヌ民族に関するパンフレット（2 種）を配布し、自学を促した。

⑤さっぽろ市民カレッジ 学社融合講座（教育委員会生涯学習部（財団法人札幌市生涯学習振興財団 生涯学習センター事業））

市立札幌大通高校において開講している、さっぽろ市民カレッジ学社融合講座にて「アイヌ文化を学んでみよう」を実施。受講される一般市民および履修登録した大通高校生徒に対し、アイヌの人々の歴史や文化（衣服文化・言語・世界観）についての解説を行った。

開催回数：8 回

参加者数：20 人（一般受講生 15 名、高校生 5 名）

⑥札幌市研究開発事業（研究課題）「アイヌ民族に関する教育」（教育委員会学校教育部）

アイヌ民族に関する教育推進の諸課題を踏まえた教材の開発や指導方法の工夫等、実践的な調査研究を行うことを通して、アイヌ民族に関する教育の普及・啓発を図る。

- ・小学校6年生社会科の学習でアイヌ民族の人権問題等について考える授業を実施。
- ・小学校4年生総合的な学習の時間におけるアイヌ語等の授業を実施。
- ・札幌市アイヌ文化交流センター「サッポロピリカコタン」の活用に関する研究を小学校2校で実施。
- ・アイヌ民族の方を学校に招いて行う体験的な学習の進め方についての研究を実施。
- ・アイヌ教育相談員の学校派遣（17校）。

⑦人権教育推進事業（教育委員会学校教育部）

学校外の人材などを活用した、子どもにとってより実感を伴う学習活動の在り方や有効性、実施上の課題等について検討し、その成果についての普及・啓発を図ることで、人権教育をより一層推進するための事業を実施。

- ・学校におけるアイヌ文化体験学習を小学校1校、中学校2校で実施。
- ・アイヌ民族に関する学習の進め方に関する校内研修の在り方に係る研究を小学校1校で実施。
- ・人権教育推進検討プロジェクト会議を開催し、人権教育の在り方について専門家とともに検討。

施策目標2：伝統文化の保存・継承・振興

アイヌ民族の誇りを尊重するためには、その先住民族としての歴史を尊重するとともに、アイヌ民族の伝統文化を保存・継承・振興する必要がある。札幌市は、アイヌ民族の歴史を市民に紹介するとともに、伝統文化活動を推進し、広く市民とアイヌ民族との交流機会の確保に努める。

推進施策（1）：アイヌ民族の歴史を尊重する施策の推進

①埋蔵文化財センター展示室更新事業（観光文化局文化部）

埋蔵文化財展示室の全面的更新を行い、普及啓発事業の拡充と施設の充実を図るため、埋蔵文化財展示室更新検討委員会を4回開催し、「埋蔵文化財展示室更新基本方針(案)」を取りまとめた。

推進施策（2）：伝統文化活動の推進

再掲：

- ・インカルシペ・アイヌ民族文化祭の実施（市民まちづくり局市民生活部）
- ・アイヌ文化交流センターイベントの実施（市民まちづくり局市民生活部）
- ・いのちの感謝祭（アイヌみんぱくフェア in さっぽろ円山動物園）（環境局円山動物園）
- ・アシリチェップノミ保存伝承事業補助（観光文化局文化部）

- ・‘アイヌ & サーミ’カルチャーフェスティバル（公益財団法人札幌国際プラザ‘アイヌ & サーミ’カルチャーフェスティバル実行委員会）

①札幌市アイヌ文化交流センターの運営（市民まちづくり局市民生活部）

アイヌ文化の保存・継承・振興、市民との交流等を促進するため、札幌市アイヌ文化交流センターを運営した。



②アイヌ伝統文化継承のための資源調査（市民まちづくり局市民生活部）

アイヌ文化交流センター近隣において、アイヌの伝統文化を継承するのに必要な植物資源の調査を実施した。

③イオル計画策定・運営への協力（市民まちづくり局市民生活部）

札幌地域におけるアイヌの伝統的生活空間再生事業（イオル事業）の実施承認に向け、事業主体である財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構が作成するイオル計画の策定について協力した。

施策目標 3：生活関連施策の推進

アイヌ民族と他の住民の間には、収入や教育などの面で格差が存在しており、アイヌ民族の誇りを尊重するためには、アイヌ民族の社会的・経済的地位の向上を図る必要がある。生活関連施策については、札幌市だけでなく、全国的に解決すべき課題が多いため、国や北海道による政策の展開を見極める必要があるが、札幌市としても、産業振興、生活相談等の生活関連施策を検討・実施する。

推進施策（1）：産業振興等の推進

①民芸品展示販売スペースの設置（市民まちづくり局市民生活部）

札幌駅前地下歩行空間において、民芸品展示販売スペースの設置を試行した。

- ・平成 23 年 9 月 13～19 日 来場者数約 1,000 名
- ・平成 24 年 3 月 17～25 日 来場者数約 6,200 名

推進施策（2）：生活環境等の整備

①住宅新築資金等の貸付（市民まちづくり局市民生活部）

アイヌ民族の人々の居住環境整備改善のため、住宅の新築、改修及び宅地の取得資金の貸付けを行った。

- ・貸付件数：1 件
- ・貸付額：500 万円

②アイヌ生活相談員・アイヌ教育相談員の配置（市民まちづくり局市民生活部・教育委員会 学校教育部）

アイヌ生活相談員・アイヌ教育相談員を配置し、相談に対応した。

- ・生活相談件数：1,590件（生活相談、教育相談、職業相談、住宅相談など）
- ・教育相談件数：528件

その他

①国のアイヌ政策推進会議への参加（市民まちづくり局市民生活部）

アイヌの人々の意見を踏まえつつ総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため、国において設置したアイヌ政策推進会議に札幌市長が委員として出席し、意見交換を行った。

開催日時：平成23年6月24日（金）

議 題：「民族共生の象徴となる空間」作業部会及び「北海道外アイヌの生活実態調査」作業部会の報告について等

②アイヌ施策推進フォーラムの開催（市民まちづくり局市民生活部）

国のアイヌ政策の展開及びアイヌ施策推進計画等札幌市の取組及び、今後白老に設置予定の「民族共生の象徴空間」に関するフォーラムを開催した。

開催日時：平成23年10月24日（月）午後6時30分～8時30分

開催場所：アスティ45 16階1606号会議室

参加人数：約100人

③札幌市アイヌ施策推進委員会の運営（市民まちづくり局市民生活部）

札幌市アイヌ施策推進計画に基づき、施策の実施状況を検証評価するとともに、新たな施策や計画の見直し等について審議するため委員会を設置した。

名 称：平成23年度第1回札幌市アイヌ施策推進委員会

開催日時：平成24年3月13日（火）

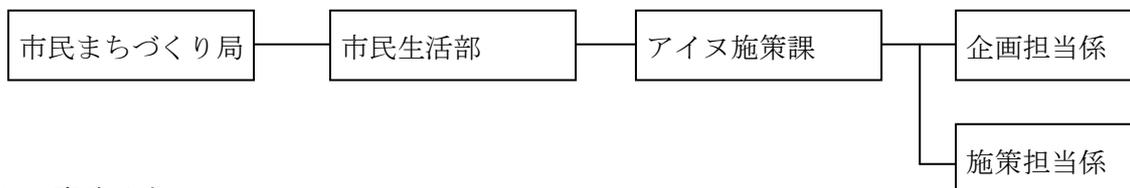
開催場所：札幌市役所本庁舎8階1号会議室

出席委員：10人（有識者、公募市民）

概 要：本市のアイヌ施策、第3次新まちづくり計画との関係等について

1 組織及び事務分掌

(1) 組織



(2) 事務分掌

- 企画担当係：アイヌ施策に係る調整及び企画に関すること。
- 施策担当係：アイヌ文化交流センターの管理運営に関すること。

(3) 施設

- 札幌市アイヌ文化交流センター

所在地：札幌市南区小金湯 27 番地

敷地面積：12,817 m²

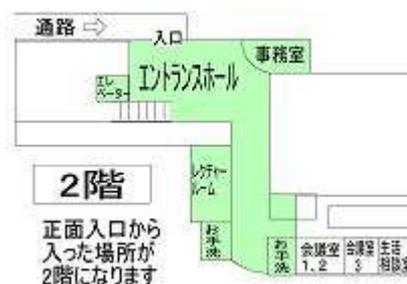
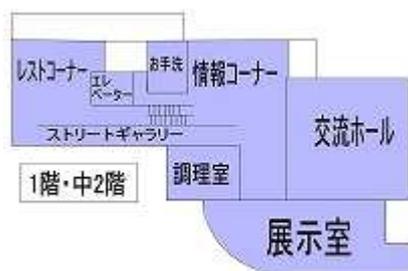
延床面積：2,567 m²

構造：鉄筋コンクリート造、地上 2 階建

建設費：14 億 5,464 万円

開館時間：午前 8 時 45 分～午後 10 時（展示室と庭園は午前 9 時～午後 5 時）

休館日：月曜、祝日、年末年始、（12/29～1/3）、毎週最終火曜日



- 札幌市共同利用館（旧生活館）

所在地：札幌市白石区本通 20 丁目南 1 番 56 号

敷地面積：300 m²

延床面積：199 m²

2 アイヌ文化交流センター主要事業一覧

(1) アイヌ文化体験講座

回数	講座名	実施日	受講者(人)	場所
1	アイヌ文様刺繍～初級～	7月28日	12	中央区民センター創造の部屋
2	アイヌ文化を学ぶエコツアー	7月29日	5	札幌市アイヌ文化交流センター 木皮加工室
3	アイヌ文様刺繍	8月11日	11	中央区民センター創造の部屋
		8月18日		中央区民センター創造の部屋
4	木彫り	8月31日	5	中央区民センター創造の部屋
5	アイヌの歴史とアイヌ語会話	9月3日	5	札幌市アイヌ文化交流センター レクチャールーム
		9月10日		札幌市アイヌ文化交流センター レクチャールーム
6	歴史と文化	8月25日	8	札幌エルプラザ 第5研修室
		9月1日		札幌エルプラザ 第5研修会
7	アイヌ文様刺繍～初級～	9月28日	18	西区民センター 第4会議室
8	樹皮編みコースター	9月29日	5	西区民センター 第1会議室
9	アイヌ文化を学ぶエコツアー	10月29日	7	北海道大学学術交流開館 第5会議室
10	木彫り	10月30日	5	豊平区民センター 陶工芸室
11	サラニブ(バッグ作り)	11月2日	5	中央区民センター 創造の部屋
12	手甲にアイヌ文様刺繍 ～テクンペ～	1月12日	9	手稲区民センター 2階第4会議室
		1月19日		手稲区民センター 2階第4会議室
13	アイヌの音楽	1月13日	5	南区民センター 3階第3会議室
		1月20日		南区民センター 3階第3会議室
14	アイヌ料理	1月15日	7	西区民センター 調理実習室
15	巾着にアイヌ文様刺繍 ～カロプ～	2月2日	5	厚別区民センター 2階会議室B
		2月9日		厚別区民センター 2階会議室B
16	かんじき製作	2月4日	13	札幌市アイヌ文化交流センター 木皮加工室
17	アイヌ文様刺繍～ミニ額縁～	2月24日	10	南区民センター 3階第3会議室
18	アイヌ文様刺繍 ～ひも付ポシェット～	3月2日	18	中央区民センター 創造の部屋
合計			153	

(2) アイヌ文化交流センターイベント

回数	事業名	実施日	参加者(人)	内容
1	モニョラプチュプ・イノミ (7月のまつり)	7月17日	115	ムックリ製作体験、樹皮ストラップ製作体験、昔話、古式舞踊、アイヌミュージック、アイヌの紙芝居、ウボボ・リムセ・楽器演奏体験
2	シニョラプ・イノミ (8月のまつり)	8月7日	76	柳のランプ作り製作体験、刺繍製作体験、アイヌの子供遊び、アイヌミュージック
3	ウレボケチュプ・イノミ (9月のまつり①)	9月4日	136	ゴザ編み体験、ムックリ製作体験、アイヌ語紙芝居、アイヌの昔遊び、ユーカラ体験、楽器演奏体験
4	ウレボケチュプ・イノミ (9月のまつり②)	9月25日	194	樹皮編みストラップ製作体験、ムックリ演奏体験、伝統舞踊、宝探し等
5	ウレボク・イノミ (10月のまつり)	10月9日	138	柳の樹皮ランプ製作体験、鳥笛製作体験、アイヌの昔遊び、アイヌミュージック、鮭の解体見学、アイヌ民族衣装試着写真撮影、トンコリ演奏体験、昔話
6	ルウエカリチュプ・イノミ (11月のまつり)	11月6日	142	アイヌ文化製作体験(刺繍、ムックリ、ゴザ編み)、古式舞踊、アイヌミュージック、アイヌ民族衣装試着写真撮影
合計			801	

(3) 小中高校生団体体験プログラム

回数	学校名	実施日	受講者(人)	内容
1	簾舞小学校	6月3日	44	講話、歌舞、楽器等演奏、舞踊体験、アイヌの子供遊び、館内外の解説
2	聖心女学院中学校	6月9日	27	アイヌ語講習、アイヌの子供遊び、切絵体験、館内外の解説
3	定山溪中学校	6月10日	8	講話、歌舞、楽器等演奏、舞踊体験、切絵体験、館内外の解説
4	藤の沢小学校	6月22日	29	講話、歌舞、楽器等演奏、舞踊体験、切絵体験、館内外の解説
5	東山小学校	6月29日	81	講話、歌舞、楽器等演奏、舞踊体験、アイヌの子供遊び、館内外の解説
6	伏見小学校	6月29日	150	講話、歌舞、楽器等演奏、舞踊体験、アイヌの子供遊び、館内外の解説
7	真駒内緑小学校	7月5日	74	講話、アイヌの子供遊び、館内の解説
8	厚別通小学校	7月6日	78	講話、歌舞、楽器等演奏、舞踊体験、アイヌの子供あそび、館内外の解説
9	藻岩小学校	7月14日	71	講話、歌舞、楽器等演奏、舞踊体験、アイヌの子供遊び、館内外の解説
10	駒岡小学校	7月15日	22	講話、歌舞、楽器等演奏、舞踊体験、アイヌの子供遊び、館内外の解説
11	桑園小学校(6/7増校)	7月21日	128	講話、歌舞、楽器等演奏、舞踊体験、切絵体験、館内外の解説
12	北都小学校	8月23日	74	講話、歌舞、楽器等演奏、舞踊体験、アイヌの子供遊び、館内の解説
13	真駒内南小学校	8月24日	55	講話、歌舞、楽器等演奏、舞踊体験、アイヌの子供遊び、館内外の解説
14	幌南小学校	8月25日	95	講話、歌舞、楽器等演奏、舞踊体験、アイヌの子供遊び、館内外の解説
15	北陽小学校	8月25日	75	講話、歌舞、楽器等演奏、舞踊体験、館内の解説
16	北の沢小学校	8月31日	30	講話、歌舞、楽器等演奏、舞踊体験、アイヌ子供遊び、館内外の解説
17	豊園小学校	8月31日	63	講話、歌舞、楽器等演奏、舞踊体験、アイヌの子供遊び、館内の解説
18	山の手南小学校	9月2日	94	講話、歌舞、楽器等演奏、舞踊体験、切絵体験、館内の解説
19	石山南小学校	9月6日	42	講話、歌舞、楽器等演奏、舞踊体験、切絵体験、館内外の解説
20	あやめ野小学校	9月7日	36	講話、歌舞、楽器等演奏、舞踊体験、アイヌの子供遊び、館内の解説
21	みどり小学校	9月9日	57	講話、歌舞、楽器等演奏、舞踊体験、アイヌの子供遊び、館内外の解説
22	上野幌東小学校	9月13日	84	講話、歌舞、楽器等演奏、舞踊体験、アイヌの子供遊び、館内の解説
23	月寒東小学校	9月13日	91	講話、歌舞、楽器等演奏、舞踊体験、アイヌの子供遊び、館内の解説
24	定山溪小学校	9月14日	5	講話、歌舞、楽器等演奏、舞踊体験、切絵体験、館内の解説
25	平岸高台小学校	9月15日	46	講話、歌舞、楽器等演奏、舞踊体験、アイヌの子供遊び、館内外の解説
26	平岸小学校	9月15日	117	講話、歌舞、楽器等演奏、舞踊体験、アイヌの子供遊び、館内の解説
27	真駒内曙小学校	9月21日	35	講話、歌舞、楽器等演奏、舞踊体験、アイヌの子供遊び、館内外の解説
28	澄川西小学校	9月28日	50	講話、歌舞、楽器等演奏、舞踊体験、アイヌの子供遊び、館内外の解説
29	藤野小学校	10月4日	47	講話、歌舞、楽器等演奏、舞踊体験、アイヌの子供遊び、館内の解説
30	石山小学校	10月5日	41	講話、歌舞、楽器等演奏、舞踊体験、アイヌの子供遊び、館内外の解説
31	澄川南小学校	10月12日	54	講話、歌舞、楽器等演奏、舞踊体験、アイヌの子供遊び、館内外の解説
32	清田緑小学校	10月13日	117	講話、歌舞、楽器等演奏、切絵体験、館内の解説
33	藤野南小学校	10月27日	86	講話、歌舞、楽器等演奏、舞踊体験、アイヌの子供遊び、館内外の解説
34	藻岩南小学校	11月9日	34	講話、歌舞、楽器等演奏、舞踊体験、アイヌの子供遊び、館内外の解説
35	真駒内養護学校	11月24日	23	講話、歌舞、楽器等演奏、舞踊体験、ストラップ製作体験、館内自由見学
36	豊滝小学校	1月26日	7	講話、歌舞、楽器等演奏、切絵、舞踊体験、館内の解説
合計			2,170	

(4) アイヌ文化交流センターの利用状況

年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
期間	4 月～3 月	4 月～3 月	4 月～3 月	4 月～3 月
開館日数	295 日	297 日	294 日	294 日
来館者数	51,044 人 (173 人/日)	47,035 人 (158 人/日)	47,586 人 (162 人/日)	46,810 人 (159 人/日)
展示室 観覧者数	15,347 人	12,851 人	13,710 人	14,469 人

3 札幌市のアイヌ施策の概要

(1) アイヌ住宅新築資金等貸付 (昭和52年～)

低利(年2%)で住宅新築、住宅改修、宅地取得の資金を貸し付けている。

⇒貸付限度額(新築:7,600千円、改修:4,800千円、宅地:5,900千円)

⇒貸付累計:189世帯、349件、1,784,047千円

⇒平成23年度の貸付実績:1世帯1件、5,000千円

(2) 札幌市生活館の設置 (昭和53年設置)

生活文化の向上及び社会福祉の増進を図るため、札幌市白石区本通20丁目南に設置。

平成15年からは共同利用館として利用。

(3) 社北海道アイヌ協会札幌支部への補助 (昭和53年～)

アイヌ民族の生活基盤や社会的地位の向上を目指し、アイヌ文化の保存・伝承活動、生活相談や各種学習会などの活動を展開している札幌支部の活動費用を補助。

⇒年間1,200千円を補助。

(4) アイヌ生活相談員 (昭和53年～) ・ アイヌ教育相談員の配置 (昭和56年～)

(5) アイヌ伝統文化活動推進事業 (平成6年～)

アイヌ民族の伝統的生活様式や文化等を広く市民に紹介することにより、アイヌ伝統文化の保存・継承・振興を図り、市民との相互理解を深める事業。

⇒インカルシペ・アイヌ民族文化祭、アイヌ文化体験講座、交流センター月間イベント、小中高校生団体体験プログラム

(6) アイヌ伝統文化啓発活動 (平成12年～)

法務省の人権啓発活動地方委託事業を活用し、アイヌ民族に関する人権啓発と歴史・文化の紹介を兼ねた事業を展開している。

⇒札幌市アイヌ文化交流センターやアイヌ文化を紹介したノートを、市内全小学校の4年生に配布。
人権啓発ラッピングバスの運行(じょうてつバス1台)。

(7) 札幌市アイヌ文化交流センターの設置・運営 (平成15年設置)

アイヌ民族と市民の交流促進、アイヌ文化の保存・伝承と創造、生活館の機能を有する。

⇒復元生活民具の展示、アイヌ伝統文化活動推進事業の開催、交流ホール・レクチャールーム・会議室等の貸館業務

(8) アイヌ伝統文化継承のための資源調査 (平成18年～)

アイヌ民族の伝統文化を継承するのに必要な植物資源の分布等の調査。

⇒南区の小金湯近辺・百松沢川・盤の沢川・一の沢川・簾舞川、清田区の白旗山周辺、豊平川等で実施。

4 札幌市アイヌ施策関連年表

年	項 目
明治32年	◎北海道旧土人保護法制定
昭和9年	◎旭川市旧土人保護地処分法制定
47年	○北海道ウタリ生活実態調査(第1回)
49年	○北海道ウタリ福祉対策(第1次) ◎北海道ウタリ対策関係省庁連絡会議設置
52年	●札幌市ウタリ住宅新築資金等貸付要綱制定
53年	●アイヌ生活相談員制度発足 ●札幌市生活館設置
54年	○北海道ウタリ生活実態調査(第2回)
56年	○北海道ウタリ福祉対策(第2次) ●アイヌ教育相談員制度発足
59年	◇(社)北海道ウタリ協会がアイヌ民族に関する法律(案)を決議
61年	○北海道ウタリ生活実態調査(第3回)
63年	○北海道ウタリ福祉対策(第3次) ○北海道がアイヌ民族に関する法律制定を求める要望書を提出
平成元年	◎アイヌ新法問題検討委員会設置
5年	○北海道ウタリ生活実態調査(第4回)
6年	●第1回インカルシペ・アイヌ民族文化祭開催(札幌市) ●札幌市ウタリ主幹設置
7年	◎官房長官の私的懇談会としてウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会を設置 ○北海道ウタリ福祉対策(第4次)
8年	◎ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会が官房長官に報告書を提出
9年	◎アイヌ文化振興法制定 ◎アイヌ文化振興法に基づき、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策に関する基本方針を策定 ◎アイヌ文化振興法に基づく指定法人としてアイヌ文化振興・研究推進機構を指定
10年	●札幌市ウタリ主幹をアイヌ施策担当課長に改称
11年	○北海道がアイヌ文化振興法に基づき、アイヌ文化の振興等を図るための施策に関する基本計画を策定 ○北海道ウタリ生活実態調査(第5回)
14年	○アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策(第1次)

15年	<ul style="list-style-type: none"> ●札幌市アイヌ施策課設置 ●札幌市アイヌ文化交流センター開設
18年	○北海道アイヌ生活実態調査(第6回)
19年	<ul style="list-style-type: none"> ◇国連総会において先住民族の権利に関する国際連合宣言採択 (国連宣言採択までの経緯) 平成6年に人権委員会の下に設置された「先住民族の権利に関する国際連合宣言案作業部会」において10年以上にわたり議論が行われた。 ○北海道及び(社)北海道ウタリ協会が国連宣言におけるアイヌ民族の位置づけ及び権利を審議する機関の設置、総合的な施策の確立を求める要望書を提出 ●札幌市長が内閣総理大臣にアイヌ民族の権利に関する要望書を提出
20年	<ul style="list-style-type: none"> ◎アイヌ民族の権利確立を考える議員の会設立 ●札幌市議会が衆参両議院議長、内閣総理大臣、総務大臣にアイヌ民族に関する総合的施策確立のため審議機関設置を求める意見書を提出 ◇アイヌ民族団体が国連宣言におけるアイヌ民族の位置づけ及び権利を審議する有識者懇談会の設置、法的措置による総合的な施策の確立を求め国会に請願 ◎アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議が衆・参両院において採択 ○アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策(第2次) ◎アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会設置
21年	<ul style="list-style-type: none"> ●札幌市アイヌ施策推進計画検討委員会設置 ◎アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会が官房長官に報告書を提出 ◎内閣官房にアイヌ総合政策室設置
22年	<ul style="list-style-type: none"> ◎アイヌ政策推進会議の設置 ●札幌市アイヌ施策推進計画検討委員会が札幌市長に報告書を提出 ●札幌市アイヌ施策推進計画策定 ◎内閣官房アイヌ総合政策室北海島分室開設
23年	<ul style="list-style-type: none"> ◎民族共生の象徴となる空間作業部会報告書作成 ◎北海道外アイヌの生活実態調査作業部会報告書作成
24年	●札幌市アイヌ施策推進委員会設置

◎国の動き ○北海道の動き ●札幌市の動き ◇その他の動き

5 関係法令等

(1) アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律 (平成九年五月十四日法律第五十二号)

最終改正:平成二三年六月二四日法律第七四号

(目的)

第一条 この法律は、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化(以下「アイヌの伝統等」という。)が置かれている状況にかんがみ、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発(以下「アイヌ文化の振興等」という。)を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「アイヌ文化」とは、アイヌ語並びにアイヌにおいて継承されてきた音楽、舞踊、工芸その他の文化的所産及びこれらから発展した文化的所産をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、アイヌ文化を継承する者の育成、アイヌの伝統等に関する広報活動の充実、アイヌ文化の振興等に資する調査研究の推進その他アイヌ文化の振興等を図るための施策を推進するよう努めるとともに、地方公共団体が実施するアイヌ文化の振興等を図るための施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、当該区域の社会的条件に応じ、アイヌ文化の振興等を図るための施策の実施に努めなければならない。

(施策における配慮)

第四条 国及び地方公共団体は、アイヌ文化の振興等を図るための施策を実施するに当たっては、アイヌの人々の自発的意思及び民族としての誇りを尊重するよう配慮するものとする。

(基本方針)

第五条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、アイヌ文化の振興等を図るための施策に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次の事項について定めるものとする。

- 一 アイヌ文化の振興等に関する基本的な事項
- 二 アイヌ文化の振興を図るための施策に関する事項
- 三 アイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策に関する事項
- 四 アイヌ文化の振興等に資する調査研究に関する事項
- 五 アイヌ文化の振興等を図るための施策の実施に際し配慮すべき重要事項

3 国土交通大臣及び文部科学大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、次条第一項に規定する関係都道府県の意見を聴かななければならない。

4 国土交通大臣及び文部科学大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、次条第一項に規定する関係都道府県に送付しなければならない。

(基本計画)

第六条 その区域内の社会的条件に照らしてアイヌ文化の振興等を図るための施策を総合的に実施することが相当であると認められる政令で定める都道府県(以下「関係都道府県」という。)は、基本方針に即して、関係都道府県におけるアイヌ文化の振興等を図るための施策に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 アイヌ文化の振興等に関する基本的な方針
- 二 アイヌ文化の振興を図るための施策の実施内容に関する事項
- 三 アイヌの伝統等に関する住民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策の実施内容に関する事項

四 その他アイヌ文化の振興等を図るための施策の実施に際し配慮すべき重要事項

3 関係都道府県は、基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを国土交通大臣及び文部科学大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

4 国土交通大臣及び文部科学大臣は、基本計画の作成及び円滑な実施の促進のため、関係都道府県に対し必要な助言、勧告及び情報の提供を行うよう努めなければならない。

(指定等)

第七条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、アイヌ文化の振興等を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

2 国土交通大臣及び文部科学大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者(以下「指定法人」という。)の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 指定法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣及び文部科学大臣に届け出なければならない。

4 国土交通大臣及び文部科学大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第八条 指定法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 アイヌ文化を継承する者の育成その他のアイヌ文化の振興に関する業務を行うこと。

二 アイヌの伝統等に関する広報活動その他の普及啓発を行うこと。

三 アイヌ文化の振興等に資する調査研究を行うこと。

四 アイヌ文化の振興、アイヌの伝統等に関する普及啓発又はアイヌ文化の振興等に資する調査研究を行う者に対して、助言、助成その他の援助を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、アイヌ文化の振興等を図るために必要な業務を行うこと。

(事業計画等)

第九条 指定法人は、毎事業年度、国土交通省令・文部科学省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、国土交通大臣及び文部科学大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の事業計画書は、基本方針の内容に即して定めなければならない。

3 指定法人は、国土交通省令・文部科学省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算額:書を作成し、国土交通大臣及び文部科学大臣に提出しなければならない。

(報告の徴収及び立入検査)

第十条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定法人に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善命令)

第十一条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、指定法人の第八条に規定する業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、指定法人に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第十二条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、指定法人が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

2 国土交通大臣及び文部科学大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(罰則)

第十三条 第十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して同項の刑を科する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(北海道旧土人保護法等の廃止)

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 北海道旧土人保護法(明治三十二年法律第二十七号)

二 旭川市旧土人保護地処分法(昭和九年法律第九号)

(北海道旧土人保護法の廃止に伴う経過措置)

第三条 北海道知事は、この法律の施行の際現に前条の規定による廃止前の北海道旧土人保護法(次項において「旧保護法」という。)第十条第一項の規定により管理する北海道旧土人共有財産(以下「共有財産」という。)が、次項から第四項までの規定の定めるところにより共有者に返還され、又は第五項の規定により指定法人若しくは北海道に帰属するまでの間、これを管理するものとする。

2 北海道知事は、共有財産を共有者に返還するため、旧保護法第十条第三項の規定により指定された共有財産ごとに、厚生労働省令で定める事項を官報で公告しなければならない。

3 共有財産の共有者は、前項の規定による公告の日から起算して一年以内に、北海道知事に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該共有財産の返還を請求することができる。

4 北海道知事は、前項に規定する期間の満了後でなければ、共有財産をその共有者に対し、返還してはならない。ただし、当該期間の満了前であっても、当該共有財産の共有者のすべてが同項の規定による請求をした場合には、この限りでない。

5 第三項に規定する期間内に共有財産の共有者が同項の規定による請求をしなかったときは、当該共有財産は、指定法人(同項に規定する期間が満了した時に、第七条第一項の規定による指定がされていない場合にあっては、北海道)に帰属する。

6 前項の規定により共有財産が指定法人に帰属したときは、その法人は、当該帰属した財産をアイヌ文化の振興等のための業務に要する費用に充てるものとする。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号)

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二四日法律第七四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(2) アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議

平成20年6月6日
衆議院本会議
参議院本会議

昨年九月、国連において「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が、我が国も賛成する中で採択された。これはアイヌ民族の長年の悲願を映したものであり、同時に、その趣旨を体して具体的な行動をとることが、国連人権条約監視機関から我が国に求められている。

我が国が近代化する過程において、多数のアイヌの人々が、法的には等しく国民でありながらも差別され、貧窮を余儀なくされたという歴史的事実を、私たちは厳粛に受け止めなければならない。

すべての先住民族が、名誉と尊厳を保持し、その文化と誇りを次世代に継承していくことは、国際社会の潮流であり、また、こうした国際的な価値観を共有することは、我が国が二十一世紀の国際社会をリードしていくためにも不可欠である。

特に、本年七月に、環境サミットとも言われるG8サミットが、自然との共生を根幹とするアイヌ民族先住の地、北海道で開催されることは、誠に意義深い。

政府は、これを機に次の施策を早急に講ずるべきである。

- 一 政府は、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」を踏まえ、アイヌの人々を日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族として認めること。
- 二 政府は、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択されたことを機に、同宣言における関連条項を参照しつつ、高いレベルで有識者の意見を聴きながら、これまでのアイヌ政策を更に推進し、総合的な施策の確立に取り組むこと。

右決議する。

(3) 札幌市アイヌ文化交流センター条例

平成 15 年 3 月 5 日
条例第 7 号

(設置)

第 1 条 本市は、市民がアイヌ民族の文化及び歴史に対する理解を深めることができる場を提供することにより、アイヌ文化の継承を図るとともに、アイヌ文化とのふれあいを通して市民交流を促進し、もって市民の生活文化の向上と社会福祉の増進に資するため、札幌市南区小金湯に札幌市アイヌ文化交流センター(以下「センター」という。)を設置する。

(事業)

第 2 条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) アイヌ民族の文化及び歴史に関する資料を収集し、及びこれを展示すること。
- (2) アイヌ民族の文化及び歴史に関する講習会、講座等を開催すること。
- (3) 生活相談事業を行うこと。
- (4) センターの施設を使用に供すること。
- (5) その他センターの設置目的を達成するために必要な事業

(使用の承認)

第 3 条 センターの交流ホールその他の別表 1 に掲げる施設(以下「交流ホール等」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認(以下「使用承認」という。)を与える場合において、センターの管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

(観覧料及び使用料)

第 4 条 センターの展示室を観覧しようとする者は、別表 2 に定める観覧料を納付しなければならない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、観覧後の納付を認めることができる。

2 使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表 1 に定める使用料を納付しなければならない。

3 第 1 項の観覧料及び前項の使用料(以下「観覧料等」という。)は、市長が別に定める場合に限り、減額し、又は免除することができる。

(観覧料等の還付)

第 5 条 既納の観覧料等は、還付しない。ただし、市長が別に定める場合に限り、その全部又は一部を還付することができる。

(目的外使用等の禁止)

第 6 条 使用者は、交流ホール等を使用承認を受けた目的以外に使用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を他に譲渡してはならない。

(特別設備の設置等の承認)

第 7 条 使用者は、交流ホール等の使用に当たって特別の設備を設け、又は特殊な物件を搬入しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 第 3 条第 2 項の規定は、前項の承認について準用する。

(使用等の不承認)

第 8 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認又は前条第 1 項の承認(以下「使用承認等」という。)をしない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認める場合
- (2) 施設、備品等をき損し、又は滅失するおそれがあると認める場合
- (3) その他センターの管理運営上支障があると認める場合

(承認の取消し等)

第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認等の条件を変更し、交流ホール等の使用の停止を命じ、又は使用承認等を取り消すことができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する場合
- (2) 使用者が使用承認等の条件に違反した場合
- (3) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反した場合
- (4) 偽りその他不正な手段により使用承認等を受けた場合
- (5) 公益上やむを得ない事由が生じた場合

(入館の制限等)

第 10 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターに入館しようとする者の入館を禁じ、又はセンターに入館している者にセンター(交流ホール等を除く。)の使用の停止若しくはセンターからの退館を命じることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認める場合
- (2) 施設、備品等をき損し、又は滅失するおそれがあると認める場合
- (3) その他センターの管理運営上支障があると認める場合

(原状回復)

第 11 条 センターを使用した者は、センターの使用を終了したとき、又は前 2 条の規定によりセンターの使用の停止を命じられ、若しくは第 9 条の規定により使用承認を取り消されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

- 2 センターを使用した者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを代行し、その費用をその者から徴収する。

(賠償)

第 12 条 センターの施設、備品等をき損し、汚損し、又は滅失した者は、市長が定めるところによりその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない事由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成 15 年規則第 55 号で平成 15 年 7 月 18 日から施行。ただし、第 4 条第 1 項、附則第 3 項及び別表 2 の規定は、市長が定める日から施行)

(平成 15 年規則第 88 号で第 4 条第 1 項及び別表 2 の規定は、平成 15 年 12 月 20 日から施行)

(平成 16 年規則第 25 号で附則第 3 項の規定は、平成 16 年 4 月 1 日から施行)

(準備行為)

- 2 使用承認等の手続、交流ホール等の使用料の支払手続その他センターを供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(札幌市生活館条例の廃止)

- 3 札幌市生活館条例(昭和 53 年条例第 27 号)は、廃止する。

附 則(平成 17 年 10 月条例第 98 号)抄

この条例は、公布の日から施行する。

別表 1

種別\使用時間	午前	午後	夜間	全日
	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 10 時まで
交流ホール	9,200 円	11,500 円	18,400 円	31,300 円
会議室 1、会議室 2、会議室 3、木皮加工室又は染色室	350 円	600 円	700 円	1,300 円
レクチャールーム又は調理室	1,100 円	1,700 円	1,900 円	3,800 円

備考

- 1 入場者等から入場料、受講料その他これらに類する金員でその額(入場料等に段階があるときは、その最高額とする。)が 600 円を超えるものを徴収する場合又は営利若しくは営業の目的で使用する場合の使用料は、5 割増とする。
- 2 交流ホールの 2 分の 1 面を使用するときの使用料は、この表の額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。
- 3 時間区分の時間を超過し、又は繰り上げて使用することを市長が認めた場合は、当該超過又は繰上時間 1 時間までごとにつき、全日使用の場合の 1 時間当たりの使用料を 2 割増した額を加算する。
- 4 使用時間が承認を受けた時間区分の時間に満たない場合であっても、当該時間区分の時間を満たした使用をしたものとみなす。
- 5 使用料の額に 10 円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。
- 6 備付物件の使用料は、市長が別に定める。
- 7 この表に定めるもののほか、市長は、別に定めるところにより、備付物件以外の電気器具その他の機械器具の使用に係る実費相当額を徴収することができる。

別表 2

区分		単位	観覧料
個人	一般	1 人 1 回につき	200 円
	高校生	1 人 1 回につき	100 円
団体	一般	1 人 1 回につき	180 円
	高校生	1 人 1 回につき	90 円

備考

- 1 中学生、小学生及び小学校入学前の者は、無料とする。
- 2 「団体」とは、団体を構成する総人員が 20 人以上のものをいう。
- 3 「1 回」とは、展示室の入場から退場までをいう。

平成 23 年度札幌市アイヌ施策年次報告書

【発行】札幌市市民まちづくり局市民生活部アイヌ施策課
札幌市中央区北1条西2丁目
TEL011-211-2277 Fax011-218-5153
ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/shimin/ainushisaku>